



茨城県報

第 1 5 5 4 号

平成16年 3月25日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県看護専門学院及び看護専門学校授業料徴収規則の一部を改正する規則 (厚生指導課)	2
茨城県と畜場法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	2
茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業流通課)	3
茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	13
茨城県短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外, 長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課 制度の適用除外に係る優良住宅新築認定事務施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	15

(人 事 委 員 会)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則.....	16
----------------------------	----

告 示

悪臭原因物の排出を規制する地域及び悪臭原因物の規制基準 (環境対策課)	16
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域 (環境対策課)	18
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指 定等 (環境対策課)	18
特に静穏の保持を必要とする区域等の指定 (環境対策課)	19
指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分 (環境対策課)	20
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指 定等 (環境対策課)	20
特に静穏の保持を必要とする区域等の指定 (環境対策課)	21
指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分 (環境対策課)	21
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等 (環境対策課)	22
特に静穏の保持を必要とする区域等の指定 (環境対策課)	23
振動規制法施行規則の規定に基づく区域及び時間の区分 (環境対策課)	23
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等 (環境対策課)	23
特に静穏の保持を必要とする区域等の指定 (環境対策課)	24
振動規制法施行規則の規定に基づく区域及び時間の区分 (環境対策課)	25
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課)	25
大規模小売店舗の変更の届出 (3件) (商業流通課)	26

大規模小売店舗の届出事項の不変更の通知 (商業流通課)29

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (商業流通課)30

用地先行取得事業に要する資金に係る利率 (商業流通課)31

保安林の指定の解除の予定 (林業課)31

土地改良区の合併の認可 (農村計画課)32

土地改良区の解散の認可 (農村計画課)32

定款変更の認可 (2 件) (農村計画課)32

換地計画の決定 (農地整備課)32

道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課)33

道路の供用の開始 (7 件) (道路維持課)34

事業計画の変更の認可 (17件) (公園街路課)36

事業計画の変更の認可 (下水道課)44

茨城県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正 (建築指導課)44

土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)45

土地改良区役員の退任 (5 件) (土地改良事務所)45

土地改良法に基づく換地処分 (3 件) (土地改良事務所)46

公 告

県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課)47

開発行為の工事完了 (8 件) (建築指導課)47

規 則

茨城県規則第17号

茨城県看護専門学院及び看護専門学校授業料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県看護専門学院及び看護専門学校授業料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県看護専門学院及び看護専門学校授業料徴収規則 (平成14年茨城県規則第38号) の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

茨城県看護専門学校授業料徴収規則

第 1 条中「茨城県看護専門学院及び看護専門学校の設置及び管理に関する条例」を「茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例」に改め、「看護専門学院及び」を削る。

様式第 1 号及び様式第 4 号中「学院 (学校) 名」を「学校名」に改める。

付 則

- この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。



茨城県規則第18号

茨城県と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県と畜場法施行細則 (昭和29年茨城県規則第32号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「これ」を「これら」に改める。

様式第 8 号中「第14条第 2 項各号」を「第15条第 2 項各号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第19号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和43年茨城県規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表中第15項を削り、第14項を第15項とし、第 8 項から第13項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表第 7 項中「7」を「8」に改め、同項を同表第 8 項とし、同表第 6 項中「6 及び 7」を「7 及び 8」に改め、同項を同表第 7 項とし、同表中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同表第 3 項中「第 3 条第 1 項第 3 号」を「第 3 条第 1 項第 3 号イ」に改め、同項の次に次のように加える。

4	下請振興事業計画承認グループ事業	施行令第 3 条第 1 項第 3 号口に規定する事業のうち、施行規則第 7 条の 2 各号の要件に該当するものであつて、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するもの	下請振興事業計画承認グループ事業を行う中小企業者	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.05パーセント	20年以内であつて知事が適当と認める期間	3年以内であつて知事が適当と認める期間	設置資金の100分の80以内
---	------------------	---	--------------------------	-------------------------------------	-----------	----------------------	---------------------	----------------

別表第16項及び第17項を次のように改める。

16	構造改善高度化事業	(1) 5, 10又は12に掲げる事業のうち、当該事業に参加する者の5分の4以上が常時使用する	(1) 貸付対象事業の(1)については、5, 10又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象者 (2) 貸付対象事	(1) 貸付対象事業の(1)については、5, 10又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等 (2) 貸付対象事	無利子	(1) 貸付対象事業の(1)については、5, 10又は12に掲げる事業ごとに定める	(1) 貸付対象事業の(1)については、5, 10又は12に掲げる事業ごとに定める	設置資金又は取得資金の100分の80以内。ただし、小規模事業者が専有する部分について
----	-----------	---	---	---	-----	---	---	--

<p>る従業員の数が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)以下の者(協業組合の組合員にあつては、当該協業組合への加入の際に常時使用する従業員の数)が20人(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者については、5人)を超えていた者を除く。)であり、かつ、当該事業に参加する者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれかの業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行う者が事業の集約化を図るもの</p> <p>(2) 1, 7又は11に掲げる事業のう</p>	<p>業の(2)については、1, 7又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(3) 貸付対象事業の(3)については、9に掲げる事業の貸付対象者</p> <p>(4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(5) 貸付対象事業の(5)については、1から14までに掲げる事業(6, 8及び13に掲げる事業を除く。)ごとに定める貸付対象者</p> <p>(6) 貸付対象事業の(6)については、14に掲げる事業の貸付対象者</p> <p>(7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる事業の貸付対象者</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は7に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、5, 10又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(10) 貸付対象事業の(10)につい</p>	<p>業の(2)については、1, 7又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(3) 貸付対象事業の(3)については、9に掲げる事業の貸付対象施設等</p> <p>(4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(5) 貸付対象事業の(5)については、1から14までに掲げる事業(6, 8及び13に掲げる事業を除く。)ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(6) 貸付対象事業の(6)については、14に掲げる事業の貸付対象施設等</p> <p>(7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる事業の貸付対象施設等</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は7に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、5, 10又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p>	<p>償還期間</p> <p>(2) 貸付対象事業の(2)については、1, 7又は11に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(3) 貸付対象事業の(3)については、9に掲げる事業の償還期間</p> <p>(4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(5) 貸付対象事業の(5)については、1から14までに掲げる事業(6, 8及び13に掲げる事業を除く。)ごとに定める償還期間</p> <p>(6) 貸付対象事業の(6)については、14に掲げる事業の償還期間</p> <p>(7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる</p>	<p>据置期間</p> <p>(2) 貸付対象事業の(2)については、1, 7又は11に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(3) 貸付対象事業の(3)については、9に掲げる事業の据置期間</p> <p>(4) 貸付対象事業の(4)については、1又は2に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(5) 貸付対象事業の(5)については、1から14までに掲げる事業(6, 8及び13に掲げる事業を除く。)ごとに定める据置期間</p> <p>(6) 貸付対象事業の(6)については、14に掲げる事業の据置期間</p> <p>(7) 貸付対象事業の(7)については、1に掲げる</p>	<p>は、100分の90以内</p>
---	--	---	--	--	--------------------

<p>ち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の処理施設若しくは防止施設又は省資源・省エネルギー化を図るための施設の設置に係るもの</p> <p>(3) 9に掲げる事業のうち、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずるもの</p> <p>(4) 1又は2に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の設置に係るもの</p> <p>(5) 1から14までに掲げる事業(6、8及び13に掲げる事業を除く。)のうち、災害を防止するための施設の設置に係るもの</p> <p>(6) 14に掲げる事業のうち、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずるもの</p> <p>(7) 1に掲げる事業のうち、中小小売商業振興</p>	<p>ては、9又は14に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、6又は13に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1、2、5、7、10又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)については、1、2、5又は7に掲げる事業ごとに定める貸付対象者</p> <p>(14) 貸付対象事業の(14)については、1、7から9まで、11、14又は15に掲げる事業(9及び14にあつては、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。)ごとに定める貸付対象者</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については、1、7、9、11、14又は15に掲げる事業(9及び14にあつては、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる事業に限</p>	<p>(10) 貸付対象事業の(10)については、9又は14に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、6又は13に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1、2、5、7、10又は11に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)については、1、2、5又は7に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(14) 貸付対象事業の(14)については、1、7から9まで、11、14又は15に掲げる事業(9及び14にあつては、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。)ごとに定める貸付対象施設等</p> <p>(15) 貸付対象事業の(15)については、1、7、9、11、14又は15に掲げる事業(9及び14にあつては、</p>	<p>事業の償還期間</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は7に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、5、10又は12に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(10) 貸付対象事業の(10)については、9又は14に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、6又は13に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1、2、5、7、10又は11に掲げる事業ごとに定める償還期間</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)につい</p>	<p>事業の据置期間</p> <p>(8) 貸付対象事業の(8)については、2又は7に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(9) 貸付対象事業の(9)については、5、10又は12に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(10) 貸付対象事業の(10)については、9又は14に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(11) 貸付対象事業の(11)については、6又は13に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(12) 貸付対象事業の(12)については、1、2、5、7、10又は11に掲げる事業ごとに定める据置期間</p> <p>(13) 貸付対象事業の(13)につい</p>
---	---	--	---	---

法 (昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。) 第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施するもの

(8) 2又は7に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画及び小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施するもの

(9) 5, 10又は12に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施するもの

(10) 9又は14に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施するもの

(11) 6又は13に掲げる事

る。) ごとに定める貸付対象者

(16) 貸付対象事業の(16)については、1, 7, 9, 11又は14に掲げる事業 (9及び14にあつては、製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める貸付対象者

(17) 貸付対象事業の(17)については、1, 2, 5, 7, 10又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象者

(18) 貸付対象事業の(18)については、1, 3又は5から15までに掲げる事業ごとに定める貸付対象者

(19) 貸付対象事業の(19)については、4, 9又は14に掲げる事業ごとに定める貸付対象者

製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める貸付対象施設等

(16) 貸付対象事業の(16)については、1, 7, 9, 11又は14に掲げる事業 (9及び14にあつては、製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める貸付対象施設等

(17) 貸付対象事業の(17)については、1, 2, 5, 7, 10又は12に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等

(18) 貸付対象事業の(18)については、1, 3又は5から15までに掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等

(19) 貸付対象事業の(19)については、4, 9又は14に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等

ては、1, 2, 5又は7に掲げる事業ごとに定める償還期間

(14) 貸付対象事業の(14)については、1, 7から9まで、11, 14又は15に掲げる事業 (9及び14にあつては、製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間

(15) 貸付対象事業の(15)については、1, 7, 9, 11, 14又は15に掲げる事業 (9及び14にあつては、製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める償還期間

(16) 貸付対

ては、1, 2, 5又は7に掲げる事業ごとに定める据置期間

(14) 貸付対象事業の(14)については、1, 7から9まで、11, 14又は15に掲げる事業 (9及び14にあつては、製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める据置期間

(15) 貸付対象事業の(15)については、1, 7, 9, 11, 14又は15に掲げる事業 (9及び14にあつては、製品開発, 技術開発, デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。) ごとに定める据置期間

(16) 貸付対

業のうち、
 小売振興法
 第 4 条第 5
 項の認定を
 受けた連鎖
 化事業計画
 に基づき実
 施するもの
 (12) 1, 2,
 5, 7, 10
 又は11に掲
 げる事業の
 うち、中小
 企業におけ
 る労働力の
 確保及び良
 好な雇用の
 機会の創出
 のための雇
 用管理の改
 善の促進に
 関する法律
 (平成 3 年
 法律第57号)
 第 5 条第 2
 項に規定す
 る認定計画
 に基づき実
 施するもの
 (13) 1, 2,
 5 又は 7 に
 掲げる事業
 のうち、中
 小企業流通
 業務効率化
 促進法 (平
 成 4 年法律
 第65号) 第
 5 条第 2 項
 に規定する
 認定計画に
 基づき実施
 するもの
 (14) 1, 7 か
 ら 9 まで,
 11, 14 又は
 15 に掲げる
 事業 (9 及
 び 14 にあつ
 ては、製品
 開発, 技術
 開発, デザ

象事業の
 (16)につい
 ては, 1,
 7, 9,
 11又は14
 に掲げる
 事業 (9
 及び14に
 あつては,
 製品開発,
 技術開発,
 デザイン
 開発その
 他これら
 に準ずる
 事業に限
 る。) ご
 とに定め
 る償還期
 間
 (17) 貸付対
 象事業の
 (17)につい
 ては, 1,
 2, 5,
 7, 10又
 は12に掲
 げる事業
 ごとに定
 める償還
 期間
 (18) 貸付対
 象事業の
 (18)につい
 ては, 1,
 3 又は 5
 から 15 ま
 でに掲げ
 る事業ご
 とに定め
 る償還期
 間
 (19) 貸付対
 象事業の
 (19)につい
 ては, 4,
 9 又は 14
 に掲げる
 事業ごと
 に定める
 償還期間

象事業の
 (16)につい
 ては, 1,
 7, 9,
 11又は14
 に掲げる
 事業 (9
 及び14に
 あつては,
 製品開発,
 技術開発,
 デザイン
 開発その
 他これら
 に準ずる
 事業に限
 る。) ご
 とに定め
 る据置期
 間
 (17) 貸付対
 象事業の
 (17)につい
 ては, 1,
 2, 5,
 7, 10又
 は12に掲
 げる事業
 ごとに定
 める据置
 期間
 (18) 貸付対
 象事業の
 (18)につい
 ては, 1,
 3 又は 5
 から 15 ま
 でに掲げ
 る事業ご
 とに定め
 る据置期
 間
 (19) 貸付対
 象事業の
 (19)につい
 ては, 4,
 9 又は 14
 に掲げる
 事業ごと
 に定める
 据置期間

イン開発その他これらに準ずる事業に限る。)のうち、中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に基づき実施するもの

(15) 1, 7, 9, 11, 14 又は15に掲げる事業(9及び14にあつては、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる事業に限る。)のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成9年法律第28号。以下「地域産業集積活性化法」という。)第8条第2項に規定する承認高度化等計画、地域産業集積活性化法第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化

計画，地域
産業集積活
性化法第24
条第 2 項に
規定する承
認進出計画
又は地域産
業集積活性
化法第26条
第 2 項に規
定する承認
進出円滑化
計画に基づ
き実施する
もの

(16) 1, 7,
9, 11又は
14に掲げる
事業(9及び
14にあつ
ては，製品
開発，技術
開発，デザ
イン開発そ
の他これら
に準ずる事
業に限る。)
のうち，中
心市街地に
おける市街
地の整備改
善及び商業
等の活性化
の一体的推
進に関する
法律(平成
10年法律第
92号。以下
「中心市街
地整備改善
活性化法」
という。)
第17条第 2
項に規定す
る認定特定
事業計画に
基づき実施
するもの

(17) 1, 2,
5, 7, 10
又は12に掲
げる事業の

	<p>うち、中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施するもの</p> <p>(18) 1若しくは5から15までに掲げる事業のうち、中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するもの又は3に掲げるもの</p> <p>(19) 4に掲げる事業又は9若しくは14に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するもの</p>						
<p>17 特別広域高度化事業（一般）</p>	<p>1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる事業（16及び28(1)に掲げ</p>	<p>特別広域高度化事業（一般）を行う1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる</p>	<p>特別広域高度化事業（一般）を行う1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる</p>	<p>1.05パーセント</p>	<p>1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる事業ごとに定め</p>	<p>1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる事業ごとに定め</p>	<p>設置資金又は取得資金の100分の80以内。ただし、小規</p>

	る事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。)のうち、施行令第3条第4項第1号に該当するものであつて、広域性の高いもの又は下請振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づいて実施するものその他その促進を図ることが特に必要と認められるもの	事業ごとに定める貸付対象者	事業ごとに定める貸付対象施設等		る償還期間	る据置期間	模事業者が専有する部分については、100分の90以内
--	---	---------------	-----------------	--	-------	-------	----------------------------

別表中第26項及び第27項を削り、第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、同表第23項中「21(1)」を「23(1)」に改め、同項を同表第25項とし、同表第22項中「21(1)」を「23(1)」に改め、同項を同表第24項とし、同表中第21項を第23項とし、同表第20項中「13」を「14」に改め、同項を同表第22項とし、同表第19項中「8」を「9」に改め、同項を同表第21項とし、同表中第18項を第19項とし、同項の次に次のように加える。

20 下請振興事業計画承認グループ運転資金事業	4に掲げる事業	4に掲げる事業の貸付対象者	4に掲げる事業に要する長期運転資金	1.05パーセント	10年以内であつて知事が適当と認める期間	1年以内であつて知事が適当と認める期間	貸付対象者が4に掲げる事業を行うために必要な費用の100分の80以内
-------------------------	---------	---------------	-------------------	-----------	----------------------	---------------------	------------------------------------

別表第17項の次に次のように加える。

18 特別広域高度化事業(特定)	1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる事業(16及び28(1)に掲げる事業に該当するものに限る。以下この項において同じ。)のうち、施行令第3条第4項第1号に該当するものであつて、広域性の高い	特別広域高度化事業(特定)を行う1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる事業ごとに定める貸付対象者	特別広域高度化事業(特定)を行う1, 6から8まで, 11, 13又は15に掲げる事業ごとに定める貸付対象施設等	無利子	1, 6から8まで, 11, 13若しくは15に掲げる事業又は16若しくは28(1)に掲げる事業ごとに定める償還期間	1, 6から8まで, 11, 13若しくは15に掲げる事業又は16若しくは28(1)に掲げる事業ごとに定める据置期間	16又は28(1)に掲げる事業ごとに定める貸付限度
------------------	---	--	--	-----	--	--	---------------------------

	もの又は下請振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づいて実施するものその他その促進を図ることが特に必要と認められるもの					
--	--	--	--	--	--	--

別表第28項中「14」を「15」に、「21」を「23」に改め、同表第29項中「21(3)」を「23(3)」に、「21から23まで」を「23から25まで」に改め、同表第30項を次のように改める。

30	創造的中小企業創出支援事業	創造的中小企業創出支援事業を行う財団等	(1) 貸付対象事業の(1)及び(2)については、投資を行う者に対し融通する資金又は投資する資金(以下この項において「投資原資資金」という。) (2) 貸付対象事業の(3)については、基金を造成する資金(以下この項において「基金造成資金」という。)	無利子	(1) 貸付対象事業の(1)及び(2)については、県が当該資金の貸付けをした日から、財団等の当該投資原資資金による資金の融通又は投資が完了する日までの期間に10年以内の期間を加えた期間 (2) 貸付対象事業の(3)については、10年以内	(1) 貸付対象事業の(1)及び(2)については、県が当該資金の貸付けをした日から、財団等の当該投資原資資金による資金の融通又は投資が完了する日までの期間に10年以内の期間を加えた期間 (2) 貸付対象事業の(3)については、10年以内	(1) 貸付対象事業の(1)及び(2)については、投資原資資金の100分の100以内 (2) 貸付対象事業の(3)については、基金造成資金の100分の100以内
	創造的中小企業創出支援事業 (1) 創造的企業活動を行う中小企業(以下この項において「創造的中小企業」という。)に対する社債又は株式の引受け(以下この項において「投資」という。)を行う者に対し、当該投資に必要な資金を低利で融通する事業 (2) 創造的中小企業に対する投資を行う事業						

	(3) 創造的中小企業に投資を行う者に対して当該投資の一部に対する債務保証及びそれに付帯する業務並びに(1)及び(2)に付帯する業務を行うために必要な基金を造成する事業					
--	--	--	--	--	--	--

別表第34項中「17」を「18」に、「21から23まで、25から27まで」を「23から25まで、27」に改め、「3」の次に「又は4」を加え、「15(10)、15(11)、15(13)又は15(18)」を「16(10)、16(11)、16(13)又は16(18)」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



茨城県規則第20号

茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和49年茨城県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八並びに第63条第3項第5号イ及び第7号イ」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八、第63条第3項第5号イ及び第7号イ並びに第68条の69第3項第5号イ及び第7号イ」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八又は第63条第3項第5号イ」を「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改め、同条第2項第14号中「第13条の3第7項第2号ロ又は第21条の19第8項第2号ロ」を「第13条の3第8項第2号ロ又は第21条の19第9項第2号ロ」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第11号八及び第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第12号八及び第62条の3第4項第12号八」に改め、「合併法人」の次に「若しくは分割承継法人」を加える。

第10条第1項中「又は第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改め、同条第2項中「第63条第3項第7号イに規定する優良な宅地の供給に寄与する宅地の造成であることを認定する旨」の次に「、前項の認定の申請が法第68条の69第3項第7号イに係るものである場合において当該申請に係る宅地の造成が認定基準に適合しているときは、当該宅地の造成が法第68条の69第3項第7号イに規定する優良な宅地の供給に寄与する宅地の造成であることを認定する旨」を加える。

第11条第1項中「又は第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改

める。

様式第 1 号中 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第31条の 2 第 2 項第11号八
第62条の 3 第 4 項第11号八
第63条第 3 項第 5 号イ 」 を 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第31条の 2 第 2 項第12号八
第62条の 3 第 4 項第12号八
第63条第 3 項第 5 号イ
第68条の69第 3 項第 5 号イ 」 に、

「第31条の 2 第 2 項第11号八及び第62条の 3 第 4 項第11号八」を「第31条の 2 第 2 項第12号八及び第62条の 3 第 4 項第12号八」に改め、同様式備考中「第31条の 2 第 2 項第11号八及び第62条の 3 第 4 項第11号八」を「第31条の 2 第 2 項第12号八及び第62条の 3 第 4 項第12号八」に改める。

様式第 3 号中 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第62条の 3 第 4 項第11号八
第31条の 2 第 2 項第11号八
第63条第 3 項第 5 号イ 」 を 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第62条の 3 第 4 項第12号八
第31条の 2 第 2 項第12号八
第63条第 3 項第 5 号イ
第68条の69第 3 項第 5 号イ 」 に、

「第31条の 2 第 2 項第11号八及び第62条の 3 第 4 項第11号八」を「第31条の 2 第 2 項第12号八及び第62条の 3 第 4 項第12号八」に改める。

様式第 6 号中 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第31条の 2 第 2 項第11号八
第62条の 3 第 4 項第11号八
第63条第 3 項第 5 号イ 」 を 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第31条の 2 第 2 項第12号八
第62条の 3 第 4 項第12号八
第63条第 3 項第 5 号イ
第68条の69第 3 項第 5 号イ 」 に改める。

様式第11号中 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ、第28条の 4 第 3 項第 7 号イ
第63条第 3 項第 5 号イ、第63条第 3 項第 7 号イ 」 を

「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ、第28条の 4 第 3 項第 7 号イ
第63条第 3 項第 5 号イ、第63条第 3 項第 7 号イ
第68条の69第 3 項第 5 号イ、第68条の69第 3 項第 7 号イ 」 に改め、同様式備考中「第28条の 4 第 3 項第 7

号イ又は第63条第 3 項第 7 号イ」を「第28条の 4 第 3 項第 7 号イ、第63条第 3 項第 7 号イ又は第68条の69第 3 項第 7 号イ」に改める。

様式第12号中 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第63条第 3 項第 5 号イ 」 を 「 第28条の 4 第 3 項第 5 号イ
第63条第 3 項第 5 号イ
第68条の69第 3 項第 5 号イ 」 に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第21号

茨城県短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅新築認定事務施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅新築認定事務施行細則の一部を改正する規則

茨城県短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅新築認定事務施行細則（昭和49年茨城県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第31条の 2 第 2 項第12号二、第62条の 3 第 4 項第12号二及び第63条第 3 項第 6 号」を「第31条の 2 第 2 項第13号二、第62条の 3 第 4 項第13号二、第63条第 3 項第 6 号及び第68条の69第 3 項第 6 号」に改める。

第 2 条第 1 項中「第31条の 2 第 2 項第12号二、第62条の 3 第 4 項第12号二又は第63条第 3 項第 6 号」を「第31条の 2 第 2 項第13号二、第62条の 3 第 4 項第13号二、第63条第 3 項第 6 号又は第68条の69第 3 項第 6 号」に、「第31条の 2 第 2 項第12号二又は第62条の 3 第 4 項第12号二」を「第31条の 2 第 2 項第13号二又は第62条の 3 第 4 項第13号二」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 6 条第 5 項」を「第 6 条第 4 項」に、「確認通知書」を「確認済証」に改め、同項第 2 号中「第31条の 2 第 2 項第12号二又は第62条の 3 第 4 項第12号二」を「第31条の 2 第 2 項第13号二又は第62条の 3 第 4 項第13号二」に改める。

第 3 条第 1 項中「第31条の 2 第 2 項第12号二又は第62条の 3 第 4 項第12号二」を「第31条の 2 第 2 項第13号二又は第62条の 3 第 4 項第13号二」に、「又は法第63条第 3 項第 6 号」を「法第63条第 3 項第 6 号又は法第68条の69第 3 項第 6 号」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第31条の 2 第 2 項第12号二又は第62条の 3 第 4 項第12号二」を「第31条の 2 第 2 項第13号二又は第62条の 3 第 4 項第13号二」に改める。

様式第 1 号中	「	{	第28条の 4 第 3 項第 6 号 第31条の 2 第 2 項第12号二 第62条の 3 第 4 項第12号二 第63条第 3 項第 6 号	}」	を	「	{	第28条の 4 第 3 項第 6 号 第31条の 2 第 2 項第13号二 第62条の 3 第 4 項第13号二 第63条第 3 項第 6 号 第68条の69第 3 項第 6 号	}」	に改め、
----------	---	---	--	----	---	---	---	---	----	------

同様式備考 4 及び 5 中「第31条の 2 第 2 項第12号二又は第62条の 3 第 4 項第12号二」を「第31条の 2 第 2 項第13号二又は第62条の 3 第 4 項第13号二」に改め、同様式備考 6 中「第31条の 2 第 2 項第12号二又は第62条の 3 第 4 項第12号二」を「第31条の 2 第 2 項第13号二又は第62条の 3 第 4 項第13号二」に、「第28条の 4 第 4 項第 6 号又は第63条第 3 項第 6 号」を「第28条の 4 第 3 項第 6 号、第63条第 3 項第 6 号又は第68条の69第 3 項第 6 号」に改め、同様式備考 8 中「第31条の 2 第 2 項第12号二又は第62条の 3 第 4 項第12号二」を「第31条の 2 第 2 項第13号二又は第62条の 3 第 4 項第13号二」に改める。

様式第 2 号中	「	{	第28条の 4 第 3 項第 6 号 第31条の 2 第 2 項第12号二 第62条の 3 第 4 項第12号二 第63条第 3 項第 6 号	}」	を	「	{	第28条の 4 第 3 項第 6 号 第31条の 2 第 2 項第13号二 第62条の 3 第 4 項第13号二 第63条第 3 項第 6 号 第68条の69第 3 項第 6 号	}」	に改める。
----------	---	---	--	----	---	---	---	---	----	-------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
( 人 事 委 員 会 )

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年 4月 1日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 4 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次の 1 項を加える。

- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第 6 条第 1 項第 1 号に基づく任期付採用職員をもって補充しようとする職

付 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

~~~~~  

 告 示

茨城県告示第412号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の 1 のとおり指定し、法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準を次の 2 のとおり定め、平成16年 4月 1日から施行する。

なお、規制地域に係る関係図面は、茨城県生活環境部環境対策課において縦覧に供するほか、それぞれの市町村に係る図面については、大洗町役場、七会村役場、八千代町役場、猿島町役場及び境町役場においてそれぞれ縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲

- (1) 東茨城郡大洗町のうち次の表に掲げる区域

地 域 の 区 分	規 制 地 域
A 区 域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の規定により市街化区域として定められた区域

- (2) 西茨城郡七会村のうち次の表に掲げる区域

地 域 の 区 分	規 制 地 域
B 区 域	西茨城郡七会村全域

- (3) 結城郡八千代町のうち次の表に掲げる区域

地域の区分	規 制 地 域
A 区 域	都市計画法第 8 条第 1 項の規定により用途地域として定められた地域 (工業専用地域を除く。)
B 区 域	都市計画法第 8 条第 1 項の規定により工業専用地域として定められた地域及び用途地域として指定された地域以外の地域

(4) 猿島郡猿島町のうち次の表に掲げる区域

地域の区分	規 制 地 域
A 区 域	猿島郡猿島町全域

(5) 猿島郡境町のうち次の表に掲げる区域

地域の区分	規 制 地 域
A 区 域	猿島郡境町全域

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分	A 区 域	B 区 域
特定悪臭物質		
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

備考

この表においてA区域及びB区域とは、1の表で区分した区域をいい、関係図面上においては、A区域にあつては赤の実線で、B区域にあつては青の実線で区分した区域をいう。

(2) 法第4条第1項第2号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド、イソバレラルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。

茨城県告示第413号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型を当てはめる地域をそれぞれ別表のとおり指定し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

別表

地域の類型	当 て は め る 地 域
A	付表に掲げる町村のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	付表に掲げる町村のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	付表に掲げる町村のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法による用途地域の指定のない区域

付表

西茨城郡七会村 真壁郡関城町 結城郡八千代町 結城郡石下町 猿島郡三和町 猿島郡猿島町

茨城県告示第414号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の2のとおり定め、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

西茨城郡七会村、結城郡八千代町、結城郡石下町、猿島郡三和町及び猿島郡猿島町のうち都市計画法(昭和43年

法律第100号) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く全域

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第 2 種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第 4 種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

1 第 1 種区域, 第 2 種区域, 第 3 種区域及び第 4 種区域とは, それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第 1 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域として定められた区域

(2) 第 2 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(3) 第 3 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域, 商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域

(4) 第 4 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域として定められた区域

2 第 2 種区域, 第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は, 各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条に規定する保育所

(3) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第415号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準 (昭和43年^{厚生省}_{建設省}告示第 1 号) 別表第 1 号の規定に基づき, 平成16年 3月25日茨城県告示第414号で指定された地域における知事が指定する区域を次のとおり指定し, 平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 平成16年 3月25日茨城県告示第414号備考に定める第 1 種区域
- 2 平成16年 3月25日茨城県告示第414号備考に定める第 2 種区域
- 3 平成16年 3月25日茨城県告示第414号備考に定める第 3 種区域

4 平成16年 3月25日茨城県告示第414号備考に定める第 4 種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内

- (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第416号

騒音規制法第17条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (平成12年総理府令第 15号) 別表備考の規定に基づき, 平成16年 3月25日茨城県告示第414号で指定された地域における知事が定める区域を次のとおり定め, 平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 a 区域 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- 2 b 区域 第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
- 3 c 区域 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに都市計画法 (昭和43年法律第100号) による用途地域の指定のない区域

茨城県告示第417号

騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき, 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し, 同法第 4 条第 1 項の規定に基づき, 特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の 2 のとおり定め, 平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
真壁郡関城町の全域
- 2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	時間の区分		
	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第 2 種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第 4 種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

1 第 1 種区域, 第 2 種区域, 第 3 種区域及び第 4 種区域とは, それぞれ次に定める区域とする。

- (1) 第 1 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域として定められた区域

(2) 第 2 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(3) 第 3 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域，商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域

(4) 第 4 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域として定められた区域

2 第 2 種区域，第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は，各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第418号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年^{厚生省}_{建設省}告示第 1 号）別表第 1 号の規定に基づき，平成16年 3月25日茨城県告示第417号で指定された地域における知事が指定する区域を次のとおり指定し，平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 平成16年 3月25日茨城県告示第417号備考に定める第 1 種区域
- 2 平成16年 3月25日茨城県告示第417号備考に定める第 2 種区域
- 3 平成16年 3月25日茨城県告示第417号備考に定める第 3 種区域
- 4 平成16年 3月25日茨城県告示第417号備考に定める第 4 種区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第419号

騒音規制法第17条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第 15号）別表備考の規定に基づき，平成16年 3月25日茨城県告示第417号で指定された地域における知事が定める区域

を次のとおり定め、平成16年 4月 1日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 a 区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- 2 b 区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
- 3 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域として定められた区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域の指定のない区域



茨城県告示第420号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成16年 4月 1日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域
西茨城郡七会村、結城郡八千代町、結城郡石下町、猿島郡三和町及び猿島郡猿島町のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く全域
- 2 特定工場等において発生する振動についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	65デシベル	55デシベル
第 2 種区域	70デシベル	60デシベル

備考

- 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。
 - (1) 第 1 種区域
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
 - (2) 第 2 種区域
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第421号

振動規制法施行規則 (昭和51年総理府令第58号) 別表第 1 付表第 1 号の規定に基づき、平成16年 3月25日茨城県告示第420号で指定された地域における知事が指定する区域を次のとおり指定し、平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 平成16年 3月25日茨城県告示第420号備考に定める第 1 種区域
- 2 平成16年 3月25日茨城県告示第420号備考に定める第 2 種区域のうち工業地域を除く区域
- 3 工業地域のうち、次に掲げる施設の周囲80メートルの区域内
 - (1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第 7 条に規定する保育所
 - (3) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第422号

振動規制法施行規則 (昭和51年総理府令第58号) 別表第 2 備考第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成16年 3月25日茨城県告示第420号で指定された地域における知事が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域
 - (1) 第 1 種区域
平成16年 3月25日茨城県告示第420号で備考に定める第 1 種区域
 - (2) 第 2 種区域
平成16年 3月25日茨城県告示第420号で備考に定める第 2 種区域
- 2 時間
 - (1) 昼間 午前 6 時から午後 9 時まで
 - (2) 夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで

茨城県告示第423号

振動規制法 (昭和51年法律第64号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域
真壁郡関城町の全域

2 特定工場等において発生する振動についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	65デシベル	55デシベル
第 2 種区域	70デシベル	60デシベル

備考

1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第 1 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(2) 第 2 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域

2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第424号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第 1 付表第 1 号の規定に基づき、平成16年 3月25日茨城県告示第423号で指定された地域における知事が指定する区域を次のとおり指定し、平成16年 4月 1 日から施行する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

平成16年 3月25日茨城県告示第423号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

1 第 1 種区域として指定された区域

2 第 2 種区域として指定された区域のうち工業地域及び工業専用地域を除く区域

3 工業地域のうち、次に掲げる施設の周囲80メートルの区域内

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第425号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考第1項及び第2項の規定に基づき、平成16年3月25日茨城県告示第423号で指定された地域における知事が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域

(1) 第1種区域

平成16年3月25日茨城県告示第423号備考に定める第1種区域

(2) 第2種区域

平成16年3月25日茨城県告示第423号備考に定める第2種区域

2 時間

(1) 昼間 午前6時から午後9時まで

(2) 夜間 午後9時から翌日の午前6時まで

茨城県告示第426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー下館店

下館市大字菅谷1513番地 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 1	小 林 哲 美

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年11月6日

- (4) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
3,019m²
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- | | |
|----------------|------------------|
| ア 駐車場の収容台数 | 187台 |
| イ 駐輪場の収容台数 | 80台 |
| ウ 荷さばき施設の面積 | 80m ² |
| エ 廃棄物等の保管施設の容量 | 19m ³ |
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前10時
(閉店時刻) 午前0時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分～午前0時15分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前1時～午前2時

3 届出年月日

平成16年3月5日

茨城県告示第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名
株式会社ティ・エイチ・オー・エム
代表取締役 島 田 久
- (2) 住所
つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
トムズ友部店
西茨城郡友部町美原一丁目1470 80
- (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ビッグエム友部店

(変更後) トムズ友部店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ティ・エイチ・オー・エム	つくば市西大橋599番地 1	島 田 久

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 瀨 裕 正

(3) 変更の年月日

平成16年 3月 1日

(4) 変更する理由

店舗名及び小売業者変更のため

3 届出年月日

平成16年 3月11日

茨城県告示第428号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ティ・エイチ・オー・エム

代表取締役 島 田 久

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ岩瀬御領店

西茨城郡岩瀬町376番地の 2

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) マルカワ岩瀬店

(変更後) カスミ岩瀬御領店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ティ・エイチ・オー・エム	つくば市西大橋599番地 1	島 田 久
有限会社いなかわ	西茨城郡岩瀬町岩瀬180 1	稲 川 康 弘
株式会社タナカヤ	西茨城郡岩瀬町岩瀬176	田 中 正 雄

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 瀧 裕 正
未定	未定	未定

(3) 変更の年月日

平成16年 3月 1日

(4) 変更する理由

店舗名及び小売業者変更のため

3 届出年月日

平成16年 3月11日

茨城県告示第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤオコー

代表取締役 川 野 幸 夫

(2) 住所

埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー藤代店

北相馬郡藤代町宮和田字堤下1268

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ヤオコー藤代店

北相馬郡藤代町藤代駅南口土地区画整理事業地内 (39街区)

(変更後) ヤオコー藤代店

北相馬郡藤代町宮和田字堤下1268

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	松 本 南海男
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番地 4	藤 原 秀次郎
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町賀茂工業団地	矢 野 博 丈

(3) 変更の年月日

平成16年 3 月11日

(4) 変更する理由

ア 店舗正式名称決定のため

区画整理事業地正式地番決定のため

イ 未定テナント正式決定のため

3 届出年月日

平成16年 3 月11日

茨城県告示第430号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 7 項の規定による通知について、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ヤオコー

代表取締役 川 野 幸 夫

(2) 住所

埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー牛久店

牛久市田宮 3 丁目 1 番地 1 外

(2) 変更する事項

駐車場No. 1 の自動車走行音が店舗南側に隣接する住居立地点における夜間最大値の基準値を超過することについて、実際には現地に目隠しフェンスがあるためこの遮音効果を予測した結果、その騒音レベルは規制基準45 dBを下回る44.8dBとなったため店舗南側に隣接する住居に与える影響は軽微であると考えられるため。

(3) 変更する理由

既存目隠しフェンスの遮音効果予測を追加したため。

3 届出年月日

平成16年 3 月11日

茨城県告示第431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモール アスタ

新治郡玉里村大字川中子字大川内872 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成15年11月 6 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時間 午前 9 時（一部午前 9 時30分）

閉店時間 午後10時（一部午後 9 時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時

(変更後) 午前 8 時45分（一部午前 9 時30分）～午後10時15分（一部午後 9 時）

ウ 届出年月日

平成15年10月27日

2 市町村の意見

意見なし

茨城県告示第432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ベルナ東店

下妻市本城町 1 - 81

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成15年12月11日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社主婦の店ナカムラ

(変更後) 株式会社ベルナ

(イ) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 主婦の店ナカムラ東店

(変更後) 株式会社ベルナ東店

(3) 届出年月日

平成15年11月 4 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第433号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年茨城県規則第 5 号）別表第31項の規定に基づき、同項の用地先行取得事業に要する資金に係る利率について、次のとおり定める。

なお、平成 8 年12月 9 日茨城県告示第1368号で告示した用地先行取得事業に要する資金に係る利率は、廃止する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

利率（年利）

1.9パーセント

茨城県告示第434号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
波崎町字亀ノ井8815の4, 8815の5
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

茨城県告示第435号

平成16年 3月16日付けで、小場江堰土地改良区から申請があった田谷土地改良区を合併することについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により平成16年 3月19日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第436号

水戸市田谷町4613番地に事務所を置く田谷土地改良区は、平成16年 3月19日付けで、小場江堰土地改良区に合併され解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第3項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第437号

平成16年 3月16日付けで、小場江堰土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成16年 3月19日認可した。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第438号

平成16年 3月15日付けで、沖洲土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成16年 3月19日認可した。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業那珂北部地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成16年 3月26日から
平成16年 4月22日まで
- 3 縦覧の場所
那珂町役場

茨城県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常北那珂線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市藤井町字十万原1117番1230から 東茨城郡常北町大字那珂西字新宿坂下 4642番 2 まで	旧 (A)	メートル 最大 102.5	メートル 2,679	バイパス新設
		最小 8.2		
	新 (A)	最大 102.5	2,679	
		最小 8.2		
新 (B)	最大 42.0	2,041		
	最小 18.0			

茨城県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡常北町大字那珂西字新宿坂下 4642番 3 から 東茨城郡常北町大字那珂西字古川端 3155番 2 まで	旧	メートル 最大 29.0	メートル 87	交差点新設
		最小 17.0		
	新	最大 61.0	87	
		最小 17.0		

茨城県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鉾田茨城線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字舟木字遠野 81番4地先から 鹿島郡鉾田町大字舟木字遠野 56番2地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 9.0	635	
	新	最小 7.0	635	現道拡幅及び 排水整備
		最大 13.0		
最小 10.0				

茨城県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字猫実字寺前1927番1地先から 岩井市大字大口字加房木 2596番2地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 19.0	240	
	新	最小 10.0	240	現道拡幅
		最大 36.0		
最小 12.0				

茨城県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 宇都宮笠間線
- 2 供用開始の区間 笠間市大字箱田字根廻り1848番5地先から
笠間市大字箱田字表1481番1地先まで

- 3 供用開始の期日 平成16年 3月25日

茨城県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常北那珂線
- 2 供用開始の区間 水戸市藤井町字十万原1117番1217から
東茨城郡常北町大字那珂西字新宿坂下4642番2まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月30日

茨城県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道123号
- 2 供用開始の区間 東茨城郡常北町大字那珂西字新宿坂下4642番3から
東茨城郡常北町大字那珂西字古川端3155番2まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月30日

茨城県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 江戸崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字曙19番2地先から
稲敷郡阿見町大字曙20番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 3月25日

茨城県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 下館停車場線
- 2 供用開始の区間 下館市字稲荷丙103番4地先から
下館市字稲荷丙104番20地先まで

- 3 供用開始の期日 平成16年 4月 1日

茨城県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 猿島水海道線
- 2 供用開始の区間 岩井市大字猫実新田字宮沼1031番地先から
岩井市大字大口字加房木2580番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 4月14日

茨城県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 3月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 岩井市大字猫実字寺前1927番 1 地先から
岩井市大字大口字加房木2596番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 4月14日

茨城県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 3 年茨城県告示第869号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・119号 大町通り線及び
3・4・120号 五軒町泉町線
- 3 事業施行期間
平成 3 年 7 月29日から
平成19年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成4年茨城県告示第1191号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・5・19号 西原町田野線
- 3 事業施行期間
平成4年10月1日から
平成17年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第453号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年茨城県告示第1204号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・8号 元台町河和田線
- 3 事業施行期間
平成元年10月30日から
平成17年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 9 年茨城県告示第1154号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・8号 元台町河和田線
- 3 事業施行期間
平成 9 年11月 6 日から
平成19年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成11年茨城県告示第48号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・3・2号 中大野中河内線
- 3 事業施行期間
平成11年 1月18日から
平成22年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成12年茨城県告示第950号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・1号 水戸南口停車場線

3 事業施行期間

平成12年 8月17日から

平成19年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分

平成12年茨城県告示第950号の事業地のうち茨城県水戸市中央 1丁目地内において事業地を変更し、城南 2丁目を削る。

使用の部分

平成12年茨城県告示第950号の事業地に茨城県水戸市中央 1丁目及び城南 2丁目を加える。

茨城県告示第457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2項で準用する同法第62条第 1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成11年茨城県告示第1309号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・175号 梅戸橋桜川線

3 事業施行期間

平成11年12月24日から

平成20年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2項で準用する同法第62条第 1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成14年茨城県告示第42号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・5・105号 東前大場線及び

3・5・160号 東前滝下線

3 事業施行期間

平成14年 1月15日から

平成19年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成4年茨城県告示第1382号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・16号 梅香下千波線

3 事業施行期間

平成4年11月24日から

平成19年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分

平成4年茨城県告示第1382号、平成9年茨城県告示第35号、平成12年茨城県告示第287号及び平成14年茨城県告示第293号の事業地のうち茨城県水戸市並びに常磐町字梅香下及び字梅香並びに千波町、字舟付及び字かち道地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成4年茨城県告示第1382号、平成9年茨城県告示第35号、平成12年茨城県告示第287号及び平成14年茨城県告示第293号の事業地に茨城県水戸市並びに常磐町字梅香下及び字梅香並びに千波町、字舟付及び字かち道を加える。

茨城県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
下館市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成元年茨城県告示第1102号
下館・結城都市計画道路事業
3・5・9号 中島富士見町線
- 3 事業施行期間
平成元年9月28日から
平成18年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
下妻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成9年茨城県告示第953号
下妻都市計画道路事業
3・4・9号 駅前田町線
- 3 事業施行期間
平成9年9月4日から
平成19年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
取手市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和63年茨城県告示第1304号

取手都市計画道路事業

3・4・7号 取手東口城根線

3 事業施行期間

昭和63年 9 月26日から

平成19年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

取手市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 4 年茨城県告示第100号

取手都市計画道路事業

3・4・3号 上新町環状線

3 事業施行期間

平成 4 年 1 月27日から

平成21年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

取手市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成11年茨城県告示第880号

取手都市計画道路事業

3・4・5号 新道・みずき野線

3 事業施行期間

平成11年 8 月 9 日から

平成19年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

取手市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成9年茨城県告示第1183号

取手都市計画道路事業

3・2・40号 下高井・野々井線

3 事業施行期間

平成9年11月17日から

平成22年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分

平成9年茨城県告示第1183号の事業地のうち茨城県取手市大字野々井字柏原地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成9年茨城県告示第1183号の事業地に茨城県取手市大字野々井字柏原を加える。

茨城県告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

牛久市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成5年茨城県告示第70号

竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業

3・3・10号 城中・田宮線

3 事業施行期間

平成5年 1月18日から

平成19年 3月31日まで

4 事業地

収用の部分
変更なし

茨城県告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
藤代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成4年茨城県告示第1146号
取手都市計画道路事業
3・5・23号 北敷・沼附線
- 3 事業施行期間
平成4年9月17日から
平成19年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

茨城県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 関城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
関城町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成5年7月12日から
平成17年3月31日まで
- 4 事業地 変更なし

茨城県告示第469号

茨城県建築計画概要書等閲覧規程（昭和46年茨城県告示第346号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

第2条中「地方総合事務所に所属する建築主事が確認した建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）に係る概要書等にあつては、当該地方総合事務所、土木部都市局建築指導課に所属する建築主事が確認した建築物等に係る

概要書等にあつては、土木部都市局建築指導課を「当該概要書等に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の所在地を管轄する地方総合事務所」に改める。

別記様式中「㊦」を削る。

付 則

この告示は、平成16年 4月 1日から施行する。

茨城県告示第470号

下妻市大字北大宝219の2番地に事務所を置く霞ヶ浦用土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 川 清	土浦市真鍋一丁目11番1号
〃	小 西 榮 造	結城市大字結城114番地
〃	稲 葉 本 治	結城郡千代川村大字本宗道71番地4

茨城県告示第471号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地1に事務所を置く洵沼干拓土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 安 俊 一	東茨城郡茨城町大字海老沢220番地

茨城県告示第472号

茨城県常陸太田市山下町1252番地7に事務所を置く里川堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 内 正 義	日立市神田町355番地2

茨城県告示第473号

鹿嶋市大字小宮作551番地に事務所を置く鹿島海岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭

和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県銚田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	片 田 喜 作	鹿嶋市大字明石541番地31

茨城県告示第474号

稲敷郡東町幸田3542番地に事務所を置く新利根川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	橋 本 文 男	稲敷郡河内町金江津4422番地 1
"	田 仲 昭 二	" 十三間戸1016番地

茨城県告示第475号

猿島郡境町大字大步85番地に事務所を置く境東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 本 三 男	猿島郡境町大字内門671番地の 4

茨城県告示第476号

土地改良法(昭和24年法律第195号) 第89条の2 第 9 項の規定により、県営土地改良事業真弓地区(第一換地区)に係る換地処分をした。

平成16年 3月25日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

茨城県告示第477号

土地改良法(昭和24年法律第195号) 第89条の2 第 9 項の規定により、県営土地改良事業下結城地区(第2換地区)に係る換地処分をした。

平成16年 3月25日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

茨城県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営土地改良事業下結城地区（第3換地区）に係る換地処分をした。

平成16年 3月25日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

公 告

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営新治地区土地改良事業（かんがい排水事業・排水対策特別型）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営新治地区土地改良事業（かんがい排水事業・排水対策特別型）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 3月26日から平成16年 4月22日まで

3 縦覧の場所

土浦土地改良事務所

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同条第36条第3項の規定により公告する。

平成16年 3月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市福田字万福寺438番1, 439番1, 440番1, 441番1, 443番, 446番, 447番, 448番, 449番

2 事業主の住所及び氏名

笠間市大淵859番地

株式会社さしろ

代表取締役 瀧 田 榮

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字額田北郷字横宿658番5

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町大字額田北郷603番地

小 林 次 浩

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字飯田字赤堀3865番 2

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字市毛498番地 4 (ファミリー B 棟202号)

大 内 直 明

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字須賀字須賀台1249番29

## 2 事業主の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町四丁目 2 番14号

住金興産株式会社

代表取締役 長 戸 貞 二

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市永山字勘弥861番 4

2 事業主の住所及び氏名

潮来市永山870番地

須 藤 哲 宏, 須 藤 かおり

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町土合南 1 丁目10000番1777

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町矢田部719番地

遠 藤 克 雄

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市さくら台 2 丁目16番 2, 同番 3 の各一部

2 事業主の住所及び氏名

牛久市さくら台 2 丁目16 - 1

中 村 とみ子

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字寺畑字中郷376番, 377番, 378番, 380番 5

## 2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷和原村大字寺畑45番地

寺 田 和 好

筑波郡谷和原村大字寺畑64番地

吉 田 四 郎

筑波郡谷和原村大字寺畑233番地

寺 田 紀



筑波郡谷和原村大字寺畑308番地

吉 田 廣

筑波郡谷和原村大字寺畑343番地

今 川 英 明

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)